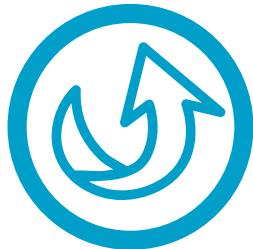


経営革新・創業支援事業



宮城県スタートアップ 加速化支援事業 令和6年度

募集のお知らせ

地域課題解決に資する事業として、宮城県内においてSDGsの観点を踏まえつつ創業、第二創業及び事業承継型創業をする方を支援するとともに、雇用創出や地域産業の活性化を図るために、スタートアップ資金を補助します。

募集期間 令和6年4/12(金)▶5/10(金)



▶補助対象者

県内において創業、第二創業及び事業承継型創業する次の中小企業者等

- 補助金の募集開始日以降6か月以内に創業等する者
- 補助金の募集開始日以前1年以内に創業等した中小企業者

※一部対象外となる方がいます。

補助金(補助率)及び件数	デジタル活用・DX推進枠 単年度 250万円以内(2/3以内) 5枠程度 一般枠 単年度 100万円以内(1/2以内) 15枠程度
補助期間	初年度の補助金交付決定日の属する年度及びその翌年度の2か年度
事業計画の認定	補助事業を実施するには、事前に事業計画の認定を受ける必要があります。 認定期間は2か年度分となりますが、補助金の交付申請は各年度毎に行う必要があります。

▶実施スケジュール



※注1 審査委員会による評価を行います。この評価に際し、各申請者には、事業計画のプレゼンテーションを行っていただきます。

※注2 女性起業家の創出を推進するため、一定の基準を満たした女性起業家には加点措置を講じます。

[お問い合わせ・お申込み] 産業育成支援部 事業支援課

TEL : 022-225-6697 FAX : 022-263-6923 E-MAIL : soudan@joho-miyagi.or.jp



▶補助対象経費（補助対象となるもの）

従業員の人工費、創業等手続き経費、店舗等借入費、設備費、試作品等の原材料費、委託費、謝金、旅費、広報費、通信運搬費、水道光熱費等で、みやぎ産業振興機構の理事長が補助対象事業に必要と認めた経費で、以下の条件を満たすもの。

- 使用目的が創業等及び経営の安定化に要するもの
- 補助金の交付決定日以降に発生したもので、事業期間中に終了したもの
- 証拠書類等によって金額等が確認できるもの

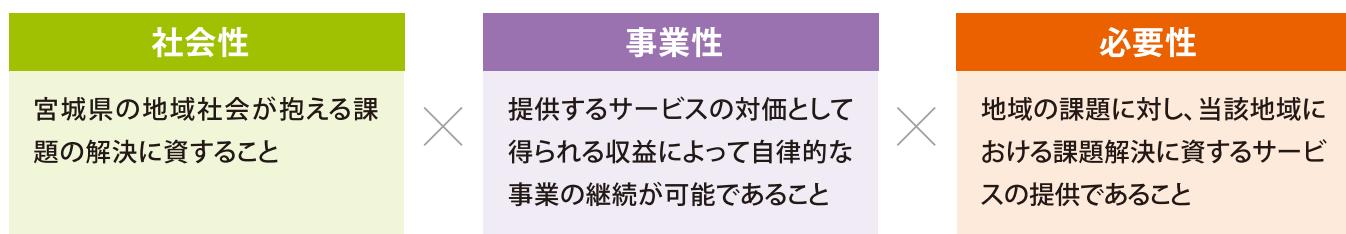
※補助対象及び内容に一部制限があります。詳細については、当機構ホームページに掲載している募集要項をご覧ください。

※他の補助金・助成金を受ける場合には、補助対象とならない場合がありますのでご相談ください。

※補助金の交付を受ける場合には、申請者による手続きが必要となります。

▶「地域課題の解決に資する事業」の定義

下記3点の観点を持って、各地域の現状に応じた社会課題の解決に持続的に取り組む事業。



▶持続可能な開発目標（SDGs:エスディージーズとは?）

国連加盟国は、2015年9月25日の総会決議A/RES/70/1により、持続可能な開発目標SDGsを採択しました。

この決議のねらいは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰一人取り残されないようにするために、2030年までに達成すべき未来志向の目標で、「17の目標（ゴール）、169のターゲット」で構成されています。

「誰も取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、SDGsでは、持続可能な開発の3本柱とされる経済、社会、環境分野における課題にバランス良く取り組み、政府、企業、市民など多様な主体による行動が求められています。

！ 詳細は当機構ホームページをご覧ください。

<https://www.joho-miyagi.or.jp/startup>

▶募集期間

令和6年4月12日(金)～5月10日(金) 【当日消印有効】*今回の募集で今年度の認定件数に達した場合は第2回の募集は行いません。

応募方法

お申し込みは「事業計画認定申請書」を作成し、その他必要書類を添付の上、郵送または持参してください。

※申請書様式は当ホームページ「宮城県スタートアップ加速化支援事業」ページ

(<https://www.joho-miyagi.or.jp/startup>) の「5 応募方法」からダウンロードできます。

■主な必要書類

- 事業計画認定申請書
- 事業の経費明細
- 納税証明書
- 会社案内等のパンフレット
- その他理事長が必要と認める資料

